

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和4年6月30日
【事業年度】	第12期（自 令和3年4月1日至 令和4年3月31日）
【会社名】	株式会社 新南愛知
【英訳名】	Shin minami aichi Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森田 勉司
【本店の所在の場所】	愛知県知多郡美浜町大字野間字内扇43番地
【電話番号】	0569-88-5522
【事務連絡者氏名】	常務取締役支配人 大内 康司
【最寄りの連絡場所】	愛知県知多郡美浜町大字野間字内扇43番地
【電話番号】	0569-88-5522
【事務連絡者氏名】	常務取締役支配人 大内 康司
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期
決算年月	平成30年 3 月	平成31年 3 月	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 3 月
売上高 (千円)	726,872	739,341	711,340	625,967	703,765
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	8,872	7,033	△10,417	△55,966	14,241
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	4,844	4,716	△12,734	△673,235	11,924
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	112,400	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 普通株式 (株)	156	156	156	156	156
会員権株式	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385
純資産額 (千円)	1,754,069	1,758,785	1,746,051	1,072,815	1,084,740
総資産額 (千円)	2,340,546	2,286,303	2,235,743	1,578,782	1,573,679
1 株当たり純資産額 (円)	△2,662,379.96	△2,632,145.17	△2,713,775.26	△7,029,387.53	△6,952,949.63
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間 配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	3,143.53	3,060.76	△8,263.66	△436,882.23	7,738.03
潜在株式調整後 1 株当 たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	74.9	76.9	78.1	68.0	68.9
自己資本利益率 (%)	0.3	0.3	△0.7	△62.8	1.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	66,766	40,120	53,952	10,045	41,957
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	△34,553	△40,549	△29,119	△9,457	△9,204
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	△39,640	△41,389	△36,249	9,999	△36,828
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	155,231	113,412	101,995	112,583	108,508
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	91 (32)	97 (26)	93 (20)	92 (15)	93 (13)
株主総利回り (%)	—	—	—	—	—
(比較指標：—) (%)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
最高株価 (円)	—	—	—	—	—
最低株価 (円)	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第8期、第9期及び第12期は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第10期及び第11期は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率、株主総利回り(比較指標)、最高株価、最低株価については、当社株式は非上場のため、記載しておりません。
5. 平成30年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、平成30年9月30日に資本金の額を12,400千円減少させその他資本剰余金に振り替えております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
平成22年12月	南愛知カントリークラブ開発株式会社のゴルフ場の資産及び労働債務を承継し、会社分割により設立

(注) 当社設立の経緯は、以下の通りであります。

会社分割による当社の設立は、会社分割以前に南愛知カントリークラブ開発株式会社が所有・運営していた預託金会員制の南愛知カントリークラブ美浜コースを、一般社団株主会員制に移行するために行われたものであります。南愛知カントリークラブ美浜コースの預託金会員は、南愛知カントリークラブ開発株式会社に対する預託金会員権を南愛知カントリークラブ開発株式会社が所有する当社会員権株式（一般社団株主会員権）と交換することで新南愛知カントリークラブ美浜コースの一般社団株主会員となりました。

なお、新南愛知カントリークラブ美浜コースの会員組織は、「一般社団法人新南愛知カントリークラブ美浜コース」であります。

3【事業の内容】

当社の主要な事業は、ゴルフ場の経営であり、18ホールのゴルフコース及びクラブハウス等を有する「新南愛知カントリークラブ美浜コース」の維持管理に努め、利用者に快適なプレー環境を提供するとともに、快適なクラブライフを提供できるよう取り組んでおります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の被所有 割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社トウチュウ	愛知県知多郡 美浜町	890,600	鋳物用、ガラス用 珪砂の加工、販売	被所有 69.24	役員の兼任等 (1名)

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
93(13)	51.5	7.5	2,856

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)の平均雇用人数であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりましたが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が定めている上記指標等として、来場者年度目標数40,000人を設定しておりますが、長引いている感染症の影響他により、当期38,707人の実績にとどまり、未達となりました。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 平日来場者数の確保

経済環境の先行きがまだまだ不透明なこともあり、会員様の来場回数は回復の兆しが見られるものの、消費単価にはなかなか反映してこないのが現状であり、ゴルフ場を取り巻く環境は引き続き厳しい状況であると認識しております。今後も厳しい状況が続くことが予想される中、安定した利益を確保する為、適正なプレー料金の維持と安定した来場者数の確保、特に平日の来場者数確保に努めます。

② ゴルフ場施設の老朽化への対応

ゴルフ場として、コースの資産価値を高め、ご来場の皆様方からご満足いただくことを最優先課題として、コース管理等の充実に努力する所存であります。特に当社はプロゴルフトーナメントの開催会場に選定されておりそれに相応しいクラブハウス・コースの維持管理が不可欠であると考えております。

当社が所有しているクラブハウス等の諸施設は、建築後30年が経過し、施設の老朽化が進行していることから今後も引き続き計画的な修理・改修が必要であると認識しております。最高のコースコンディション・サービスの向上に努め、会員の皆様に、一層ご満足頂けるように努めます。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営環境について

当社の事業であるゴルフ場経営は、景気の変動が来場者数及び来場者の消費単価に大きく影響を与えます。そのため、今後の景気動向しだいでは、売上高が減少するリスクがあります。

(2) 天候による影響

当社の事業であるゴルフ場事業は天気・気温など天候により、来場者数が増減しやすい事業であります。天候による一定の影響は見込んでおりますが、来場者数が多い春・秋の土日祝日の悪天候、梅雨の長雨及び長期にわたる夏季の高温、台風、積雪などによる長期の営業休止などが発生した場合、来場者数の減少により当社業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 名義書換料の増減の影響について

当社の営業収入においてプレー収入に準じ重要なウエイトを占める名義書換料は、当社株式の売買・相続又は法人株主の登録者変更などの状況に応じて発生するものであり、会員権株式の相場及び景気動向の影響を受けやすいため、その増減が当社業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報

当社は会員様、ゲスト来場者様の個人情報を保有しており、その情報の外部漏洩に関しては、細心の注意を払っております。また、従業員には情報管理に関する教育を行っておりますが、すべての状況を把握することは困難であり、万一この情報が漏洩した場合には、不測の影響が発生すること考えられます。

(5) 感染症の流行に係るリスク

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業への影響については、営業時間短縮又は、臨時休業、来場者減少により当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績等の概要

(1) 経営成績

2021年の日本は、新型コロナウイルス感染症変異株による感染再拡大に加え、半導体不足や資源価格の高騰、ウクライナ情勢の長期化に翻弄された1年でした。コロナ感染症は未だ収束の見通しは厳しく、先行きの不透明感は拭いきれない中、他者と接触する機会が少なく、社会的距離を保ちやすいゴルフは、感染リスクが低いと認知されつつあり、当社におきましても、来場者数目標の40,000人に対し、38,707人（前事業年度は34,840人）と、目標達成とはなりませんでした。回復の兆しが見られる結果となりました。新たなスポンサーの下、地域に密着し恒例となりました「第52回住友生命Vitalityレディス東海クラシック」は、残念ながら2年連続での無観客での開催となり、相対的な顧客単価の回復も緩やかな状況ではありますが、コロナ禍からの経済活動の正常化が進みつつあることを感じられる1年となりました。

その結果、売上高 703,765千円(前事業年度比 12.4%増)、営業利益 17,261千円(前事業年度は 51,966千円の営業損失)、経常利益 14,241千円(前事業年度は 55,966千円の経常損失)、当期純利益 11,924千円(前事業年度は 673,235千円の当期純損失)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、当事業年度末には108,508千円となり、前年対比4,075千円の減少(前事業年度比3.6%減)となりました。

また、当事業年度中の各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果獲得した資金は41,957千円(前事業年度比317.6%増)となりました。これは主に、税引前当期純利益14,241千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は9,204千円(前事業年度は9,457千円の使用)となりました。これは有形固定資産の取得による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は36,828千円(前事業年度は9,999千円の獲得)となり、これは主に、長期借入金の返済23,000千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

区 分	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
プレー収入	437,753	110.4
年会費等収入	70,704	101.2
名義書換料等収入	65,100	157.6
レストラン収入	115,981	112.3
商品売上収入	8,580	106.1
その他の収入	5,645	81.2
合計	703,765	112.4

経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 財政状態の分析

(資産の部)

当事業年度末の総資産は、主に現金及び預金4,075千円の減少により前事業年度末に比べ5,103千円減少して1,573,679千円となりました。

(負債の部)

当事業年度末の負債は、主に関係会社長期借入金の減少により前事業年度末に比べて17,027千円減少し488,939千円となりました。

(純資産の部)

当事業年度末の純資産は、利益剰余金の増加により前事業年度末に比べて11,924千円増加し1,084,740千円となりました。

(2) 経営成績の分析

「経営成績等の概要、(1)経営成績」に記載した事項をご参照ください。

(3) 資本の財源及び資金の流動性

①キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

「経営成績等の概要、(2)キャッシュ・フロー」に記載した事項をご参照ください。

②設備投資

第3「設備の状況」3「設備の新設、除却等の計画」に記載した事項をご参照ください。

③財務政策

当社の運転資金及び設備資金につきましては、内部資金、長期借入金及び関係会社長期借入により資金調達致しました。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。

重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等不確実性が大きく将来事業計画等の見込数値に反映させることが難し

い要素もありますが、期末時点で入手可能な情報を基に検証等を行っております。

(繰延税金資産)

繰延税金資産については、収益力に基づく課税所得の十分性及び現実性の高いタックスプランニングにより回収可能性を判断して計上しております。当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社はコース整備の充実及び高いサービスを提供し続けるため、メンテナンスを中心とした設備投資を実施致しました。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

令和4年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	工具器具及 び備品 (千 円)	土地 (千円) (面積㎡)	コース勘 定 (千円)	合計 (千円)	
新南愛知カントリークラブ美浜コース (愛知県知多郡美浜町)	ゴルフ事業	ゴルフ場 (18ホール)	85,297	35,124	45,758	916,203 (912,116)	331,000	1,413,384	93(13)

(注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)の平均雇用人数であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、経営環境を総合的に勘案して策定することとしております。

- (1) 重要な設備の新設、改修
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
経常的な設備の更新のための除却を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200
会員権株式	1,800
計	2,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和4年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和4年6月30日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	156	156	非上場	(注) 2,3,4
会員権株式	1,385	1,385	同上	(注) 1,3,4
計	1,541	1,541	—	—

(注) 1 会員権株式の内容は、以下の通りであります。

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、会員権株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、会員権株式1株につき12,000,000円を限度として分配を行う。

(2) 議決権

会員権株式の株主は、当社の解散以外の事項については、株主総会における議決権を有しない。

(3) 新株引受権等

会員権株式の株主は、当社が株式の分割及び株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引き受け権を有しない。

(4) 種類株主総会

①当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をし、会員権株式の株主に損害を及ぼすおそれがある場合であっても、会員権株式についての種類株主総会を要せずに当該会社の行為は効力を生じるものとする。

②普通株式について発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集事項の決定は、会員権株式についての種類株主総会の決議を要せずに行うことができる。

(5) 議決権を有しないこととしている理由

会員権株式は、自己資本の充実及び財務体質の強化を目的として発行したものであり、会員権株式の株主は一般社団法人新南愛知カントリークラブ美浜コースの社員となることで、同一般社団法人の社員総会において議決権を有することとしているために、当社の株主総会においては議決権を有しません。

2 普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に制限のない標準となる株式であります。

3 当社株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を得なければなりません。

4 当社は単元株制度を採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成30年9月30日 (注) 1	—	1,541	△12,400	100,000	—	112,400

(注) 1.会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものです。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	—	6	—	—	—	8	—
所有株式数 (株)	—	8	—	148	—	—	—	156	—
所有株式数の割合 (%)	—	5.13	—	94.87	—	—	—	100.00	—

会員権株式

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	8	1	588	—	—	497	1,094	—
所有株式数 (株)	—	21	1	838	—	—	525	1,385	—
所有株式数の割合 (%)	—	1.52	0.07	60.51	—	—	37.91	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社トウチュウ	愛知県知多郡美浜町大字野間字中新田5番地	142	9.21
神原汽船株式会社	広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	20	1.30
スギー産業株式会社	愛知県名古屋市中区栄一丁目14番14号	13	0.84
株式会社LIXIL	東京都江東区大島二丁目1番1号	11	0.71
あいち知多農業協同組合	愛知県常滑市多屋字茨廻間1番地111	9	0.58
知多信用金庫	愛知県半田市星崎町3丁目39番地の18	6	0.39
東邦瓦斯株式会社	愛知県名古屋市中区熱田区桜田町19番18号	6	0.39
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦三丁目19番17号	6	0.39
住友ベークライト株式会社	東京都品川区東品川二丁目5番8号	6	0.39
計	—	219	14.21

なお、所有株式に係る完全議決権の個数の多い順は以下のとおりであります。

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有完全 議決権数 (個)	総株主の完全議決権総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社トウチュウ	愛知県知多郡美浜町大字野間字中新田5番地	108	69.23
神原汽船株式会社	広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	19	12.18
スギー産業株式会社	愛知県名古屋市中区栄一丁目14番14号	10	6.41
株式会社LIXIL	東京都江東区大島二丁目1番1号	9	5.77
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦三丁目19番17号	4	2.56
知多信用金庫	愛知県半田市星崎町3丁目39番地の18	4	2.56
名古屋鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目2番4号	1	0.64
東邦瓦斯株式会社	愛知県名古屋市中区熱田区桜田町19番18号	1	0.64
計	—	156	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和4年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	会員権株式 1,385	1,385	1(1)②注1の記載内容を参照
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 156	156	議決権については、権利内容に限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,541	—	—
総株主の議決権	—	1,541	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主総会の決議によって、年1回毎決算期における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、剰余金の配当を支払うことができる旨を定款に定めております。

当社の配当政策における基本的な考え方は、株主会員の皆様に新南愛知カントリークラブ美浜コースでのより良い快適なプレー環境を提供することで、利益の還元を図っていくこととしております。従いまして十分な内部留保資金が確保できるまでは配当を実施せず、ゴルフ場施設の維持保全資金に充当いたします。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は株主を主な会員とするメンバーシップ制のゴルフ場であり、株主会員、また、会員が同伴または紹介するゲストに快適なプレーを楽しんでいただき、結果生じた利益はゴルフ場が提供するサービスにより会員に還元されるべきとの基本方針を掲げております。当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、この方針を実現するため、経営の効率性・透明性を確保し経営環境の変化に迅速に対応できる組織作り及び内部統制システム確立に努めております。

なお、会員組織（一般社団法人）として存在する新南愛知カントリークラブ美浜コース及びその代表者で構成される理事会との連携は、運営面で会員の意見を経営に反映させる一方で、理事会に対し経営状況等を随時開示するなど、経営の透明化・適正化に寄与しております。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社の役員は、現在取締役5名及び監査役3名で構成されており、経営に関する基本方針や重要な業務執行の決定については随時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに業務の執行について迅速かつ円滑に実行できる体制作りを行っております。又、役職員一人一人が高い倫理観を持つことでコンプライアンス体制の強化を積極的に行っております。監査役は、監査方針に基づき業務及び財産の状況調査を通して取締役の職務遂行を監査しております。

② リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務に係る全てのリスクについて適切に管理する体制の整備に取り組んでおります。リスクの共通認識を図るため、全取締役が中心となってリスクの現状分析を行ったうえで課題を明確化し、今後の対応策について検討を行っております。また、必要に応じて顧問弁護士等の専門家からアドバイスを受けております。

③ 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の額

取締役を支払った報酬	16,200千円	(内、社外取締役報酬	600千円)
監査役を支払った報酬	1,200千円	(内、社外監査役報酬	1,200千円)
計	17,400千円		

(注) 1. 取締役報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与等は、含まれておりません。

2. 当社と社外取締役2名、社外監査役2名との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

④ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役の定数は3名以上10名以内、監査役の定数は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑤ 取締役の選任・解任の決議要件

当社は、取締役の選任・解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任・解任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の決議の方法について、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑦ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を充分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的に、取締役及び監査役の会社法第423条第1項の行為に関する責任につき、その取締役及び監査役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる旨を定款で定めております。

⑧ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は自己の株式の取得について、資本効率の改善を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 1%)

役職名		氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	森田 勉司	昭和20年 5月17日	昭和43年 4月 高丘工業(株)(現アイシン高丘(株))入社 昭和45年10月 東海鑄材(株)(現(株)トウチュウ)入社 昭和61年 1月 (株)トウチュウ代表取締役社長就任 昭和61年12月 南愛知カントリークラブ開発(株)代表取 締役社長就任 平成22年12月 当社代表取締役社長就任(現任)	注 4	会員権株式 1
取締役 常務	支配人	大内 康司	昭和31年 4月20日	昭和54年 4月 (株)名古屋相互銀行 (現(株)名古屋銀行) 入社 平成24年 5月 名古屋エム・シーカード入社 取締役本部長・営業部長就任 平成29年 7月 (株)新南愛知入社 平成30年 6月 当社常務取締役就任(現任)	注 4	—
取締役	—	小杉 将郎	昭和13年 10月20日	昭和62年 5月 南知多観光開発(株)(現スギー産業(株)) 代表取締役就任(現任) 平成 2年12月 南愛知カントリークラブ開発(株)取締役 就任 平成22年12月 当社取締役就任(現任)	注 4	—
取締役	—	加藤 英二	昭和13年 8月1日	昭和36年 4月 丸紅飯田(株) (現丸紅(株)) 入社 昭和38年 5月 刈谷木材工業(株)(現カリモク家具(株)) 入社 昭和51年 4月 刈谷木材工業(株)取締役社長 平成16年 5月 刈谷木材工業(株)取締役会長 平成22年 4月 カリモク家具(株)取締役相談役(現任) 平成23年 6月 当社取締役就任(現任)	注 4	—
取締役	—	森田 剛司	昭和48年 11月22日	平成18年 7月 (株)トウチュウ入社 平成22年 6月 同社取締役就任 平成30年 6月 同社代表取締役就任(現任)	注 4	会員権株式 1
監査役	—	小杉 英仁	昭和21年 6月27日	昭和56年 5月 南知多観光開発(株)(現スギー産業(株)) 取締役就任(現任) 平成 6年 6月 南愛知カントリークラブ開発(株)監査役 就任 平成22年12月 当社監査役就任(現任)	注 5	—
監査役	—	服部 秀和	昭和47年 6月6日	平成 7年 3月 (株)トウチュウ入社 平成30年 6月 同社経理財務部部長就任(現任)	注 5	—
監査役	—	杉江 省一郎	昭和21年 9月20日	昭和44年 4月 杉江製陶(株)入社 昭和48年10月 杉江製陶(株)取締役 昭和60年10月 杉江製陶(株)取締役社長 平成19年10月 杉江製陶(株)取締役会長 平成23年 6月 当社監査役就任(現任) 平成28年 8月 杉江製陶(株)相談役就任(現任)	注 6	—
計						会員権株式 2

- (注) 1 取締役小杉將郎氏、加藤英二氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役小杉英仁氏、杉江省一郎氏は、社外監査役であります。
- 3 監査役小杉英仁氏は、取締役小杉將郎氏の弟であります。
- 4 令和4年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 令和4年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 令和元年6月20日開催の定時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

②社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社の社外取締役である小杉將郎氏は、スギー産業株式会社の代表取締役社長であります。スギー産業株式会社は、当社の大株主であり、普通株式10株、会員権株式3株を所有しております。なお当社とスギー産業株式会社との間には会員としてのゴルフ場及びレストラン利用の取引があります。

当社の社外取締役である加藤英二氏はカリモク家具株式会社の取締役相談役であります。カリモク家具株式会社は、当社の会員権株式1株を所有しております。なお、当社とカリモク家具株式会社との間には、会員としてのゴルフ場及びレストラン利用の取引があります。

当社の社外監査役である小杉英仁氏は、スギー産業株式会社の取締役であります。スギー産業株式会社は、当社の大株主であり、普通株式10株、会員権株式3株を所有しております。なお当社とスギー産業株式会社との間には、会員としてのゴルフ場及びレストラン利用の取引があります。

当社の社外監査役である杉江省一郎氏は、杉江製陶株式会社の相談役であります。杉江製陶株式会社は、当社の会員権株式を2株所有しております。なお、当社と杉江製陶株式会社との間には、会員としてのゴルフ場及びレストラン利用の取引があります。

当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性についての特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割を期待し一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社における監査役監査は、3名で構成されており、常勤1名、社外監査役1名、一般社団法人新南愛知カントリークラブから派遣されている社外監査役1名となっております。なお、常勤監査役澤田一則は平成12年6月より、当社前身の南愛知カントリークラブ開発株式会社の経理部に在籍し、平成13年6月取締役就任、平成20年6月より現任監査役です。また、監査役杉江省一郎は一般社団法人新南愛知カントリークラブから派遣されています。

②内部監査の状況

当社における内部監査は、親会社である株式会社トウチュウの監査室による会計監査及び安全衛生管理他総合的な監査を毎年受けております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大橋正明

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 都 成哲

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他12名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は明確に監査法人の選定方針を定めてはおりませんが、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬等を総合的に勘案し監査法人を選定しております。

f. 監査法人の評価

当社は、監査法人に対しての評価を毎年行っております。この評価については前述の監査法人の選定方針と理由に記載の事項に従って行っており、その評価結果に基づき当該監査法人の再任の適否について判断をしております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次の通り異動しております。

第11期 有限責任あずさ監査法人

第12期 EY新日本有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

① 選任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 退任する監査公認会計士等の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2021年6月24日（第11回定時株主総会）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2011年9月1日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の監査公認会計士等でありました、有限責任あずさ監査法人は、第11期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業年度の監査契約満了をもって退任となりました。これを再任しないこととし、EY新日本有限責任監査法人を選任致しました。

EY新日本有限責任監査法人を選任する理由は、当社の親会社である株式会社トウチュウの会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人を選任することで、グループ全体の会計監査人を統一させ、より効率的な監査の実現を図るものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

① 退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

②監査役、監査役会等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

④監査報酬の内容等

a.監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
4,400	—	4,400	—

b.監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c.その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d.監査報酬の決定方針

当社は明確に監査報酬の決定方針を定めてはおりませんが当社の事業規模、事業内容及び監査日数を勘案し、監査報酬を決定しております。

e.監査報酬等に同意した理由

当社は、前述の監査報酬の決定方針に記載の事項に従って、監査報酬等の同意の判断を行っております。

(4)【役員の報酬等】

当社は、非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4.コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5)【株式の保有状況】

当社は、非上場会社でありますので記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、監査法人、ソリューションカンパニー等が主催するセミナーへの参加等により、会計基準の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更についても的確に対応することができる体制を整えております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	112,583	108,508
売掛金	28,363	33,960
商品	3,611	2,894
原材料及び貯蔵品	5,293	5,182
前払費用	4,462	5,327
その他	516	2,226
貸倒引当金	△166	△207
流動資産合計	154,665	157,893
固定資産		
有形固定資産		
建物	90,718	84,936
構築物	404	360
機械及び装置	5,633	6,979
車両運搬具	37,093	28,145
工具、器具及び備品	43,180	45,758
土地	915,280	916,203
コース勘定	331,000	331,000
有形固定資産合計	※ 1,423,310	※ 1,413,384
無形固定資産		
ソフトウェア	707	0
その他	40	40
無形固定資産合計	747	40
投資その他の資産	60	2,361
固定資産合計	1,424,117	1,415,786
資産合計	1,578,782	1,573,679

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,430	1,377
未払金	15,149	10,725
未払費用	21,459	31,684
1年内返済予定の関係会社長期借入金	23,000	23,000
未払法人税等	2,317	2,317
預り金	6,603	6,493
賞与引当金	7,663	7,664
その他	24,585	24,505
流動負債合計	102,207	107,769
固定負債		
長期借入金	40,000	40,000
関係会社長期借入金	316,500	293,500
リース債務	19,946	16,876
長期末払金	10,632	10,266
役員退職慰労引当金	12,126	16,026
ポイント引当金	4,552	—
その他	—	4,500
固定負債合計	403,759	381,169
負債合計	505,966	488,939
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	112,400	112,400
その他資本剰余金	2,205,658	2,205,658
資本剰余金合計	2,318,058	2,318,058
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,345,242	△1,333,318
利益剰余金合計	△1,345,242	△1,333,318
株主資本合計	1,072,815	1,084,740
純資産合計	1,072,815	1,084,740
負債純資産合計	1,578,782	1,573,679

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高	625,967	※1 703,765
売上原価	※2 528,680	※2 526,869
売上総利益	97,287	176,895
販売費及び一般管理費	※3 149,253	※3 159,634
営業利益又は営業損失(△)	△51,966	17,261
営業外収益		
受取利息	1	1
受取賃貸料	※4 2,510	※4 3,407
間接税報奨金	599	634
生命保険配当金	412	404
その他	245	84
営業外収益合計	3,768	4,531
営業外費用		
支払利息	※4 2,446	※4 2,316
賃貸収入原価	5,321	5,235
営業外費用合計	7,768	7,551
経常利益又は経常損失(△)	△55,966	14,241
特別損失		
減損損失	※5 614,951	※5 —
特別損失合計	614,951	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△670,918	14,241
法人税、住民税及び事業税	2,317	2,317
法人税等合計	2,317	2,317
当期純利益又は当期純損失(△)	△673,235	11,924

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
					繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	112,400	2,205,658	2,318,058	△672,007	△672,007	1,746,051
当期変動額							
当期純損失（△）					△673,235	△673,235	△673,235
当期変動額合計	－	－	－	－	△673,235	△673,235	△673,235
当期末残高	100,000	112,400	2,205,658	2,318,058	△1,345,242	△1,345,242	1,072,815

	純資産合計
当期首残高	1,746,051
当期変動額	
当期純損失(△)	△673,235
当期変動額合計	△673,235
当期末残高	1,072,815

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
					繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	112,400	2,205,658	2,318,058	△1,345,242	△1,345,242	1,072,815
当期変動額							
当期純利益					11,924	11,924	11,924
当期変動額合計	—	—	—	—	11,924	11,924	11,924
当期末残高	100,000	112,400	2,205,658	2,318,058	△1,333,318	△1,333,318	1,084,740

	純資産合計
当期首残高	1,072,815
当期変動額	
当期純利益	11,924
当期変動額合計	11,924
当期末残高	1,084,740

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△670,918	14,241
減価償却費	63,345	26,653
減損損失	614,951	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	719	1
受取利息及び受取配当金	△1	△1
支払利息	2,446	2,316
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,208	△5,596
棚卸資産の増減額 (△は増加)	834	827
仕入債務の増減額 (△は減少)	355	△452
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	1,117	△406
未払金の増減額 (△は減少)	3,053	△4,424
長期未払金の増減額 (△は減少)	△431	△366
長期前払費用の増減額 (△は増加)	987	△2,301
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△475	12,348
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△230	—
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	—	△52
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△23	41
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	3,739	3,900
前受金の増減額 (△は減少)	△254	△29
預り金の増減額 (△は減少)	△201	△109
小計	14,808	46,588
利息及び配当金の受取額	1	1
利息の支払額	△2,446	△2,316
法人税等の支払額	△2,317	△2,317
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,045	41,957
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△9,457	△9,204
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,457	△9,204
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	40,000	—
長期借入金の返済による支出	△11,500	△23,000
その他	△18,500	△13,828
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,999	△36,828
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,588	△4,075
現金及び現金同等物の期首残高	101,995	112,583
現金及び現金同等物の期末残高	※ 112,583	※ 108,508

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	34年
構築物	14年
機械及び装置	2～15年
工具、器具及び備品	2～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) ゴルフプレーフィ等

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な収益は、ゴルフプレーフィ等であります。

ゴルフプレーフィ等は、ゴルフプレー等提供時点において履行義務が充足されると判断しており、当該ゴルフプレー等提供時点で収益を認識しております。

(2) 年会費収入

当社は、当社株主である株主正会員等としての地位に基づくサービスの対価として年会費を受領しております。年会費については、一定期間にわたり充足される履行義務として収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資としております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することと致しました。本基準の適用による主な変更点は、次のとおりであります。

(1)商品等の販売に係る収益認識

従来、商品売上については、顧客から受け取る対価の総額を売上高として計上しておりましたが、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から関連する原価を控除した純額を売上高として表示する方法に変更しております。

(2)ポイント制度に係る収益認識

将来のプレー代等に使用できるポイント等を付与した場合、従来は、付与したポイントによるサービスのご利用に備えるため、将来の利用見込み額を「固定負債」の「ポイント引当金」に計上しておりましたが、本基準等の適用により、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており当事業年度前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高及び売上原価は2,129千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響ありません。また、繰越利益剰余金期首残高に与える影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

当事業年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により来場者の減少が発生しており売上が減少しております。

当社は、当該影響が翌事業年度も一定期間続くとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。しかしながら新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多いことから、翌事業年度以降の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	541,689千円	567,610千円

(損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 売上原価の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
給料	188,052千円	181,674千円
福利厚生費	36,423	34,664
消耗品費	14,045	11,913
修繕費	7,189	14,548
租税公課	23,056	22,769
水道光熱費	28,159	33,107
減価償却費	60,400	23,532
賞与引当金繰入	5,708	5,488
退職給付費用	1,877	11,707

※ 3 販売費に属する費用のおおよその割合は 前事業年度75%、当事業年度76%、
一般管理費に属する費用のおおよその割合は 前事業年度25%、当事業年度24%であります。
販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
役員報酬	17,192千円	17,400千円
給料	64,366	72,060
福利厚生費	12,467	13,749
支払手数料	12,828	10,625
賞与引当金繰入	1,954	2,176
退職給付費用	642	677
貸倒引当金繰入	△23	41
ポイント引当金繰入	△230	△52
役員退職慰労引当金繰入	3,739	3,900

※ 4 各項目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
受取賃貸料	1,800千円	1,882千円
支払利息	2,446	2,316

※ 5 減損損失

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金額（千円）
愛知県知多郡美浜町	事業用資産	建物	99,849
		構築物	151,777
		土地	363,324
合計			614,951

当社は、事業用資産につき全社で1つのグループとしてグルーピングを行っております。

事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上致しました。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額で評価しております。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	156	—	—	156
会員権株式	1,385	—	—	1,385
合 計	1,541	—	—	1,541

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株 式数（株）	当事業年度増加株 式数（株）	当事業年度減少株 式数（株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	156	—	—	156
会員権株式	1,385	—	—	1,385
合計	1,541	—	—	1,541

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和2年4月日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金勘定	112,583千円	108,508千円
現金及び現金同等物	112,583	108,508

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として空調熱源機器設備(建物)及びハイカート(車両運搬具)であります。

(イ) 無形固定資産

主としてソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク、並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主として会員の年会費及びクレジット会社への債権であります。これらの債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金や未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。

リース債務は、設備投資に係る資金調達を目的にしたものであり、償還期間は1年から5年となっております。

関係会社長期借入金は、訴訟に伴う損害賠償金の支払いに係る資金調達であります。

長期借入金は新型コロナウイルス感染拡大とその長期化に備え制度融資を活用し、必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後10年以内であります。

長期未払金は、退職金制度移行に係る債務であり、社員の退職時支給する予定であります。

なお、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、一定の手許流動性を維持することなどによりリスク管理をしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前事業年度 (令和3年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	40,000	38,601	△1,398
(2) 関係会社長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	339,500	338,637	△862
(3) リース債務 (固定負債)	19,946	19,944	△1
負債計	399,446	397,182	△2,262

当事業年度 (令和4年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	40,000	38,954	△1,045
(2) 関係会社長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	316,500	314,420	△2,079
(3) リース債務 (固定負債)	16,876	16,868	△7
負債計	373,376	370,243	△3,132

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」「未払費用」「未払法人税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
長期未払金	10,632	10,266

退職金制度移行に係る債務であり、社員の退職時期が特定されておらず、時価の算定が困難なため記載しておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(令和3年3月31日)

	1年以内(千円)
現金及び預金	112,583
売掛金	28,363
合計	140,947

当事業年度(令和4年3月31日)

	1年以内(千円)
現金及び預金	108,508
売掛金	33,960
合計	142,468

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(令和3年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	—	2,862	5,724	5,724	25,690
関係会社長期 借入金	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	224,500
リース債務 (固定負債)	—	8,568	5,767	3,718	1,194	696
合計	23,000	31,568	31,629	32,442	29,918	250,886

当事業年度(令和4年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	2,862	5,724	5,724	5,724	19,966
関係会社長期 借入金	23,000	23,000	23,000	23,000	224,500	—
リース債務 (固定負債)	—	7,267	5,218	2,694	1,696	—
合計	23,000	33,129	33,942	31,418	231,920	19,966

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（令和4年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（令和4年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	38,954	—	38,954
関係会社長期借入金 （1年以内返済予定のものを含む）	—	314,420	—	314,420
リース債務（固定負債）	—	16,868	—	16,868
負債計	—	370,243	—	370,243

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金、関係会社長期借入金（1年以内返済予定のものを含む）及びリース債務（固定負債）

時価は、元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出への要拠出額は、2,520千円であります。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出への要拠出額は、2,385千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,320千円	2,274千円
未払費用	—	2,967
長期未払金	3,219	3,045
税務上の繰越欠損金(注)1	164,907	164,604
ポイント引当金	1,378	1,335
減損損失	186,214	171,267
その他	2,548	3,870
繰延税金資産小計	360,589	349,364
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	△164,907	△164,604
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△195,682	△184,760
評価性引当額小計	△360,589	△349,364
繰延税金資産の純額	—	—

(注)1 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和3年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内
税務上の繰越 欠損金(※1)	3,151	1,588	141,708	—	—	—	—
評価性引当額	△3,151	△1,588	△141,708	—	—	—	—
繰延税金資産 (※2)	—	—	—	—	—	—	—

	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※1)	1,261	1,488	15,708	164,907
評価性引当額	△1,261	△1,488	△15,708	△164,907
繰延税金資産 (※2)	—	—	—	—

当事業年度(令和4年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内
税務上の繰越 欠損金(※1)	1,588	141,708	—	—	—	—	1,261
評価性引当額	△1,588	△141,708	—	—	—	—	△1,261
繰延税金資産 (※2)	—	—	—	—	—	—	—

	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※1)	1,488	15,708	2,851	164,604
評価性引当額	△1,488	△15,708	△2,851	△164,604
繰延税金資産 (※2)	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金については、全額を回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
法定実効税率	—	29.67%
(調整)	—	
適用税率差異	—	26.46
住民税均等割	—	16.27
評価性引当金	—	△78.82
繰越欠損金期限切れ	—	22.13
その他	—	0.56
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	16.27

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載事項を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社は、ゴルフ場運営事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

	(単位：千円)
	当事業年度
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
プレー収入	437,753
年会費	70,704
名義書換料	65,100
レストラン	115,981
商品売上	8,580
その他	5,645
顧客との契約から生じる収益	703,765
その他の収益	—
外部顧客への収益	703,765

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、ゴルフ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、ゴルフ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（千円）

	ゴルフ場	レストラン	その他	合 計
外部顧客への売上高	507,621	103,305	15,040	625,967

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高がなく、かつ、本邦以外に有形固定資産が存在しないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（千円）

	ゴルフ場	レストラン	その他	合 計
外部顧客への売上高	573,558	115,981	14,225	703,765

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高がなく、かつ、本邦以外に有形固定資産が存在しないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、ゴルフ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、ゴルフ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有被 所有割合 (%)	関連当事者 との取引	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社トウ チュウ	愛知県知多 郡美浜町	890,600	鋳物用、 ガラス用 珪砂加工 販売	被所有 69.24	社員寮の賃 貸・資金の 借入・ 役員の兼任	受取賃貸料	1,800	—	—
							借入金の返済	11,500	1年内返済予定 の関係会社長期 借入金	23,000
									関係会社長期 借入金	316,500
							利息の支払	2,446	—	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方法

- (1)家賃については近隣相場等を勘案し、協議の上で決定します。
- (2)借入金の利息については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社トウチュウ（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有被 所有割合 (%)	関連当事者 との取引	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社トウ チュウ	愛知県知多 郡美浜町	890,600	鋳物用、 ガラス用 珪砂加工 販売	被所有 69.24	社員寮の賃 貸・資金の 借入・ 役員の兼任	受取賃貸料	1,882	—	—
							借入金の返済	23,000	1年内返済予定 の関係会社長期 借入金	23,000
									関係会社長期 借入金	293,500
							利息の支払	2,316	—	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方法

- (1)家賃については近隣相場等を勘案し、協議の上で決定します。
- (2)借入金の利息については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社トウチュウ（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	△7,029,387.53円	△6,952,949.63円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△436,882.23円	7,738.03円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,072,815	1,084,740
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	△2,169,400	△2,169,400
(うち会員権株式(千円))	(△2,169,400)	(△2,169,400)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△1,096,584	△1,084,660
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	156	156

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△673,235	11,924
普通株式等に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△673,235	11,924
普通株式等の期中平均株式数(株)	1,541	1,541

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千 円)
有形固定資産							
建物	207,766	—	—	207,766	122,830	5,782	84,936
構築物	274,071	—	—	274,071	273,710	43	360
機械及び装置	34,331	2,250	—	36,581	29,601	903	6,979
車両運搬具	107,754	3,992	—	111,746	83,601	12,940	28,145
工具、器具及び備品	94,795	8,854	24	103,625	57,867	6,275	45,758
土地	915,280	923	—	916,203	—	—	916,203
コース勘定	331,000	—	—	331,000	—	—	331,000
有形固定資産計	1,964,999	16,020	24	1,980,995	567,610	25,945	1,413,384
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	7,208	7,207	707	0
その他	—	—	—	40	—	—	40
無形固定資産計	—	—	—	7,248	7,207	707	40

(注) 1. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の関係会社長期借入金	23,000	23,000	0.7%	—
1年以内に返済予定のリース債務	13,328	10,068	—	—
長期借入金	40,000	40,000	無利子	令和5年～令和12年
関係会社長期借入金	316,500	293,500	0.7%	令和5年～令和9年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	19,946	16,876	—	令和5年～令和8年
合計	412,774	383,444	—	—

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2. 関係会社長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

3. 長期借入金の期末残高は、「新型コロナウイルス感染症対応資金」による無利子借入です。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,862	5,724	5,724	5,724
関係会社長期借入金	23,000	23,000	23,000	23,000
リース債務	7,267	5,218	2,694	1,696

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	166	207	—	166	207
賞与引当金	7,663	7,664	7,663	—	7,664
役員退職慰労引当金	12,126	3,900	—	—	16,026
ポイント引当金	4,552	4,500	—	4,552	4,500

(注) 貸倒引当金及びポイント引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	4,493
預金	
当座預金	11,447
普通預金	92,568
小計	104,015
合計	108,508

ロ. 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株) 名古屋カード	8,391
トヨタファイナンス (株)	8,379
(株) 愛銀ディーシーカード	5,520
その他	11,668
合計	33,960

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期末残高 (千円)	当期末発生高 (千円)	当期末回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
28,363	730,042	724,445	33,960	95.52	15.58

(注) 当期末発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

品目	金額 (千円)
プロショップ、ゴルフ用品等	2,894
合計	2,894

ニ. 原材料及び貯蔵品

品目	金額（千円）
原材料	
レストラン、食材等	1,420
小計	1,420
貯蔵品	
コース管理用肥料、農薬等	3,762
小計	3,762
合計	5,182

② 負債の部

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
あいち知多農業協同組合	500
(株) ダンロップスポーツ	322
アクシネットジャパンインク	189
(株) プラッツ	127
ラフ・ラ	124
その他	114
合計	1,377

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、20株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	愛知県知多郡美浜町大字野間字内扇43番地 株式会社 新南愛知 該当事項はありません。 該当事項はありません。 1,100千円 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。
公告掲載方法	電子公告とします。 http://www.sma-cc.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は官報に掲載する方法による。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は上場会社ではありませんので、金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第11期)(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)令和3年6月30日東海財務局長に提出。

(2) 半期報告書

(第12期中)(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)令和3年12月28日東海財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

令和3年7月1日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月30日

株式会社新南愛知

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 正明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 都 成哲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新南愛知の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新南愛知の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象に含まれていません。